

# <交通安全テスト>

平成26年12月号

## 解答・解説

(中学・高校生用)

① 自転車は道路の端であれば、どこを走ってもよい。【×】

A : ● 道路交通法第2条第1項11号(軽車両)

自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

● 道路交通法第17条第4項(通行区分(抜粋))

車両は道路(歩道等と車道の区別のある道路においては車道。)の中央から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法第18条第1項(左側寄り通行等(抜粋))

車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄って、軽車両にあつては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

<指導のポイント>

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行することとされています。

※ 参考～

普通自転車の歩道通行(道路交通法第63条の4第1項(概要))

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識がある場合
- ・ 児童及び幼児(13歳未満の子ども)  
70歳以上の者  
身体の不自由な人



の場合

- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行ができない場合は、歩道を通行することができる。

② 自転車で路側帯を通行する時、右側の路側帯を通行すれば違反になる。【○】

A : ● 道路交通法 17 条第 1 項 (通行区分 (抜粋))

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。

● 道路交通法第 17 条の 2 (軽車両の路側帯通行)

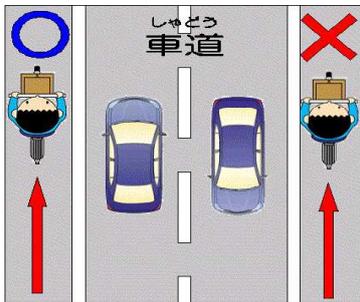
軽車両は、前条第 1 項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯 (軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。) を通行することができる。

◎ 道路交通法の改正により道路の左側部分に設けられている路側帯は自転車で通行出来るが、右側部分の路側帯は自転車で通行する事が出来ません。

道路の右側部分の路側帯を自転車で通行すれば通行区分違反になります。

※ 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

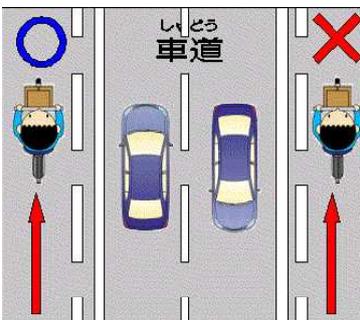
<指導のポイント>



路側帯には 3 種類あります。

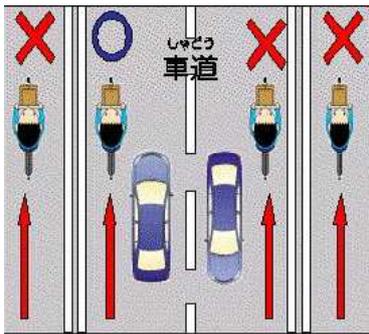
※ 路側帯 (白い 1 本線)

左側の路側帯は通行できる。



※ 駐停車禁止路側帯 (白い 1 本線と破線)

左側の路側帯は通行できる。



※ 歩行者用路側帯（白い線が2本）

通行できない。

自転車は車道の左端を走りましょう。

※ 路側帯を通行する場合は、歩行者を妨げないような速度と方法で通行しましょう。

③ 自転車で歩道を走行中、前を歩いている人にベルをならして道をゆずってもらった。【×】

● 道路交通法第54条（警音器の使用等）

1 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

1 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。

2 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

2 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りではない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

(12) 警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を避けるためやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。

<指導のポイント>

歩道は歩行者優先です。歩道を自転車で通行する時は、歩行者の邪魔にならないようにいつでも止まれるスピードで走りましょう。

歩行者の通行の妨げになるときは一時停止をしましょう。

ベルを鳴らしながらの走行はやめましょう。

④ 携帯電話で話しながらやメールをしながらの自転車の運転は法律で禁止されている。【○】

A：● 大阪府道路交通規則第13条第1項第3号（運転者の遵守事項）

携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。

罰則：5万円以下の罰金

<指導のポイント>

携帯電話を使用しての運転は片手運転となるため、安定を失う恐れがありまた、メールを送受信する際、脇見運転にもなり大変危険ですのでやめましょう。

また、歩きながらの携帯電話（スマートフォン）を見ている人もいますが、歩行者も周りの安全をしっかりと確認しないと、信号や車両の見落としにつながりますので、「歩きスマホ」等は絶対にやめましょう。

⑤ 自転車で交通事故を起こし、相手に怪我を負わせて場合、高額な損害賠償金を支払わなければならない場合がある。【○】

A：● 自転車利用者が加害者となり、加害者に対して高額な賠償金の支払いを命じた判決が出ています。

（判決事例1）

～事故の概要～

中学生が、夕暮れに無灯火の自転車で走行中、歩行者に正面衝突し、歩行者は転倒して頭部をケガし、数日後に亡くなりました。

～判決の概要～

裁判所は、中学生に対して賠償金3000万円の支払いを命じました。（大阪地裁平成19年7月判決）

（判決事例2）

～事故の概要～

高校生が、夕暮れに無灯火の自転車で携帯電話をしながら走行し、歩行者に気づかず背後から衝突しました。

歩行者はケガの後遺症で歩行困難になり、職も失いました。

～判決の概要～

裁判所は、中学生に対して賠償金5000万円の支払いを命じました。（横浜地裁平成17年11月判決）

### <指導のポイント>

自転車で事故を起こしてしまい、相手にケガを負わせたり、死亡させたりすると、加害者として、民事・刑事の二つの責任を問われ、高額な賠償責任を負うことになります。

交通事故を起こさないように、交通ルールを守り、自転車の無謀な運転はやめましょう。

### ◎「自転車安全整備制度」

自転車安全整備店の自転車安全整備士が普通自転車の点検整備基準に定める項目に従って自転車を点検・整備し、道路交通法に規定する「安全な普通自転車」に「TSマーク」を貼ってくれます。



青色TSマーク



赤色TSマーク

※ このマークは傷害保険、賠償責任保険付なので、万が一交通事故を起こした場合に、その事故が保険に適用されたら保険金が支払われることになります。